中国四国地区国立病院薬剤師会ホームページ管理運用規程

第1条(目的)

この規程は、インターネット上の中国四国地区国立病院薬剤師会(以下「中四薬」という。)のWEBサイト(以下「ホームページ」という。)の管理及び運用に関し、必要な事項を定める。

第2条(管理者·担当者)

ホームページの管理運用を行うために、次の者をおく。

- (1) ホームページの統括管理責任者は会長とする
- (2) 統括管理補助者として副会長、学術委員長を充てる
- (3) ホームページのメンテナンスを含むシステム管理責任者は広報部長とする
- (4) 中四薬の各部、および委員会、各研究会に、それぞれホームページ担当者をおく
- (5) ホームページ担当者はホームページへ掲載する情報の作成・修正の作業を担当する
- (6) ホームページへの情報掲載作業は広報部が担当する

第3条(基本コンセプト)

ホームページは、薬事衛生及び公衆衛生に関する情報を中四薬の会員、医療関係者及び一般市民に広く周知、PRするため、次の基本コンセプトに基づき作成する。

- (1) 中四薬の会員及び市民サービスの手段としてのホームページであること
- (2) ホームページの特性を生かし、広く中四薬の情報を提供するものであること
- (3) わかりやすく、だれもがアクセス可能なホームページであること

第4条 (掲載する情報)

統括管理責任者は、次の情報をホームページに掲載するよう努める。

- (1) 中四薬の事業に関する情報及びサービス
- (2)中四薬の会員又は市民の閲覧に供するために作成された各種の書類、パンフレット、 広報紙等の情報
- (3) 中四薬の会員又は市民等に周知させることを目的として作成した情報
- (4) その他、システム管理責任者が公益上必要と認める情報

第5条(掲載の決裁)

ホームページに文書等情報を掲載するときは、統括管理責任者並びに統括管理補助者の 承認を得る。

第6条(掲載内容の制限・基準)

ホームページには、次に該当するものは掲載しない。また、ホームページからのリンク 先についても、これを適用する。

- (1) 法令又は条例に違反するもの、違反するおそれのあるもの
- (2) 第三者を誹謗・中傷するもの、または第三者へ不利益を与えるもの
- (3) 著作権、知的所有権、肖像権等を侵害するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、選挙運動(支部長選挙を除く)等これらに類似するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 第3条の基本コンセプトを逸脱するもの
- (7)システム管理責任者が、容量・動作環境等の都合で掲載できないと判断したもの

第7条(個人情報の制限)

個人情報に関わる内容の掲載については、「個人情報の保護に関する法律」に準じて、次に定めるところにより行う。

- (1) 個人名等の掲載は、必要最小限に留めること
- (2) 個人を識別できる写真及び映像は、本人が不利益を被ることがないことが明らかな場合を除き掲載しないこと
- (3) 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として掲載しないこと
- (4) 当該個人が本人の個人情報に関わる内容の掲載について了承した場合、および公人 等で氏名及び連絡先等が広く知られている場合はこの限りでない

第8条(リンクの制限・基準)

中四薬のホームページの外部リンクの制限・基準については次のとおりとする。

- (1) 中四薬ホームページの外部リンクは、本規程に則り統括管理責任者が許可したもので、且つリンク先から許可を得たものとする
- (2) 外部リンクは、医療関係者、公共団体もしくは社会的な利便に供することを目的と した組織の公式ホームページに限定する

- (3) 外部リンクは、原則ホームページのトップとする
- (4)システム管理責任者は、ホームページの内部リンクおよび外部リンクの追加、削除 等の移動があった場合、遅滞なく追加削除等を実施する
- (5) 中四薬は外部リンク先の情報に関して一切の責任を負わない

第9条 (その他)

会員以外(以下「外部」という。)からホームページに関する意見、照会があった場合(以下「外部対応」という。)は、中四薬の広報部が内容を確認し、中四薬へ報告する。

- 2. 外部対応については、中四薬で決定し、中四薬の広報部が代行する。
- 3. 中四薬が決定した外部対応に関して、外部の所属、氏名、連絡先等が明確な場合に限り、中四薬の広報部が返信する。

第10条(電子メールの取扱い)

ホームページで受信した電子メール(以下、メール)は、中四薬の広報部が処理する。

2. メールは、原則として非公開とする。ただし、中四薬の会員及び市民の関心の高い重要な施策に関する意見については、ホームページで主旨を公開する。

第11条(セキュリティ及びシステム管理)

システム管理責任者は、ホームページの安全な管理運営に努めるとともに、個人情報の流出防止のため、物理的及び電子的に適切な手段を講ずるものとする。

2. 会員は会員専用ページのパスワードを第3者に漏らしてはならない。

第12条 (個人情報の収集管理)

ホームページを通じて個人情報を収集する場合は、収集の目的を明らかにして必要最小限の範囲で収集するものとする。

2. ホームページを通じて収集した個人情報は、あらかじめ明示した収集目的を超えて利用し、又は外部への提供をしてはならず、保有の必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

第13条(委任)

この規程に定めのない事項は、統括管理責任者が中四薬理事会の決議を経て処理する。

第14条 (規程の制定及び改廃)

この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成27年4月18日から施行する。

平成29年 4月15日一部改定